

# 平成27年度 第2回 藤枝市男女共同参画会議 要旨

日 時：平成27年2月25日（水）13:30～15:30  
 会 場：藤枝市生涯学習センター 1階 第3会議室  
 出席者：委員13名（定員15名 2名欠席）  
 事務局4名

関連の施策・事業	各委員からの質問	当局からの回答・対応
<b>(1) 平成27年度推進施策について（質疑）</b>		
女性活躍推進事業	来年度の予算要求の増額は、女性活躍推進事業の1本であるのか？	来年度予算であり議会の承認がなければ執行できないが、現在、単独の「女性活躍推進フォーラム」という形を考えている。
第2次行動計画の目標数値	目標数値の「子どものしつけを両親が共同で行う割合」は数値を上げる必要性に疑問を感じるし、80%に上げるのは難しいのでは？	女性の社会参画を進めるためには家庭の中も重要である。過去に子育てをしていた人も含む数値のため上がらないが、若い人へ啓発する中で上げていきたい。
<b>(1) 平成27年度推進施策について（委員の意見）</b>		
第2次行動計画の目標数値	目標数値の「性別による役割分担意識」と「子どものしつけを両親が共同で行う割合」は、並行状態である。今後、学校教育で道徳教育が導入されるので、保護者が関心をもつように授業参観などの機会に親子で一緒に聴くことも施策であると思う。	
//	市民意識調査における子どもの「しつけ」という言葉は、古くて厳しいイメージがある。聞きたいことは教育や生活習慣を身につけることなので、聞き方を「子育て」に変えていくことがいいと思う。	
保護者への啓発（教育講演会）	小学校で外部から講師を招いて教育講演会を行った。しつけに関して学んでいただきたくて、参加を呼びかけたが参加者が少なく残念であった。市にも協力してもらえるとありがたい。	
//	教育講演会は各地区で行っているが、その地域の行動力、自分たちの足元を固める必要があるのではないかなと思う。小中学校のPTAと自治会・町内会などが普段から意思の疎通をして、地域をいかに巻き込んでいくかを色々な角度で検討する必要があると思う。	

関連の施策・事業	各委員からの質問	当局からの回答・対応
<b>(2) 平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画（既存）について（質疑）</b>		
多文化共生事業	多文化共生事業は国際友好協会で行った方がいいのではないかと。男女共同参画からかけ離れている気がする。	男女共同参画と兼務で多文化共生を担当しており、交流よりも日本の言葉や習慣がわからない人たちへの入口の段階を受け持っている。
推進事業所認定事業	企業の方が男女の垣根がなく、啓発をしなくても女性が活躍していく時代なので、「女性が、女性が」と言う必要はないと思う。	若い世代では年配の方と意識も変わってきていて、小学生では男女の垣根をもっていない。自然にまかせるのではなく、速度を速めていきたい。
//	企業で男女共同参画が進めば、認定されるのが当たり前になってくる。これまで認定され事業所が更新するように努めてほしい。	これまで23事業所を認定しているが、新たに自ら認定してほしいという会社が出てきた。認定事業所が当たり前になるように引き続き進めていきたい。
<b>(2) 平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画（既存）について（委員の意見）</b>		
地区推進員事業	地区推進員の啓発活動はイベント関係が多いが、自治会や町内会の総会で地区推進員の活動報告や役割をPRすることを職務に付け加えたいと思う。	
一般への啓発	小中学生への出前講座を行っているが、今後は保護者や中高年にも気軽に参加できる男女共同参画の講習会を行っていきと浸透が深まるのではないかなと思う。	
女性参画率の拡大（地域の女性役員）	自治会・町内会の組織に女性も入ってきているが、役員となると断られてしまう。いまだに女性にも周囲にも「女だてらに」という意識が残っている。女性の参画を啓発していただくとう運営が楽になると思う。	
//	吉田町では女性の町内会長について、その町内会に30万円の補助金を出していく。女性自身の問題もあるし、もっと女性を取り巻く環境整備も必要であると思う。	
ふれあい体験学習	小中学校でのふれあい体験学習は、キャリア教育が叫ばれる中、日本の未来を背負っていく子どもたちに力を入れてほしいと思う。子どもたちが学ぶときに「働いてみたい。こういう職業があるんだ」ということを幅広く知って、働くことにあこがれを持つことが一番大きいと思う。	
//	出前講座の講師にOBの登用もいいと思う。例えば裁判官や検事でしたとか、現役だけに絞らないで色々な分野で活躍していた多様な人たちを考えてみてほしいと思う。	
多文化共生事業	市内の外国人は、人口の多い10カ国の内、5カ国はアジアであるので、今後アジアの友との共生を明確な視点として出すことで、多様な人が住みやすい藤枝になり、地域の方とも良好な関係になる。	
推進事業所認定事業	現在、50歳以上の人たちは男女雇用機会均等法以降になるので、あと10年くらいは国・県・市の施策として男女共同参画は進めなければならない。あと10年くらいすれば、当たり前の社会になっている。	

## 【参 考】

藤枝市男女共同参画会議について （藤枝市男女共同参画推進条例より抜粋）	第17条 男女共同参画を円滑に推進するため、藤枝市男女共同参画会議を置く。
	第18条 行動計画に関する事項その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項について協議する。
	2 会議は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

【問 合 せ】 藤枝市 市民文化部 男女共同参画課（直通 054-643-3198）